



エコアクション21

環境経営レポート

活動期間 令和4年8月1日～令和4年11月

株式会社 田中商店

発行日 令和4年12月3日



目 次

1. 環境経営方針	2
2. 組織の概要	3
3. 認証・登録の対象組織・活動	10
4. 環境目標と環境活動の評価	11
5. 環境経営目標	12
6. 次年度等取組について	13
7. 環境関連法規等の遵守状況、評価	14
8. 代表者による見直しの結果	15

1. 環境経営方針

《 環境理念 》

私たち株式会社田中商店は、持続可能な社会づくりを担う者として、廃棄物処理事業を通じて、一般廃棄物処理事業ならびに産業廃棄物事業において、地球温暖化の低減、地球環境の保全、環境負荷低減、資源の有効活用による正循環型社会づくりに貢献していきます。

環境経営方針

環境経営において、エコアクション21に取り組み企業責任を果たす活動をする。

1. 環境法規の遵守

環境関連の法規を遵守し、社会ニーズを捉え、法令等の変更等については速やかに対応いたします。

2. 二酸化炭素排出削減

二酸化炭素の排出は地球温暖化の元凶であり、電気使用量の削減は恒常的に行い、化石燃料使用においても二酸化炭素の排出を減らすため、エコドライブを実践します。

3. 水資源の削減

水資源も有限な資源であり、次世代へバトンタッチを意識して有効使用に取り組みます。

4. 資源の有効活用

廃棄物の有効活用、再使用を目指し、最終処分量の削減に取り組みます。

5. グリーン購入等の推進

事業活動における物品購入についてはグリーン購入に努めます。また省エネ対応の設備機器、技術導入を図ります。

6. 環境管理の推進

環境方針・目標を全社員に周知し、定期的に見直しを行い、継続的に環境改善活動を推進します。

制定日 令和4年7月22日

株式会社 田中商店

代表取締役社長 田中光広

2. 組織の概要

- (1) 商号 株式会社 田中商店
- (2) 代表取締役社長 田中光広
- (3) 本社 〒510-0946 三重県四日市市小林町 3029 番地 208
工場 〒512-1205 三重県四日市市平尾町 665 番地 2
- (4) 設立 平成 11 年 2 月 19 日
- (5) 資本金 1300 万円
- (6) 売上高 123 百万円 令和 4 年度(12~11)
- (7) 環境管理責任者 栢下正司
取締役 連絡先 059-327-0888
E-mail shouji08015976232@outlook.jp
- (8) 事業内容 一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬処分業
産業廃棄物中間処分業

- (9) 事業規模

運搬実績	産業廃棄物 収集運搬量	産業廃棄物 中間処分破砕量
令和 3 年度	1725 t	980 t

※ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの実績
特別管理産業廃棄物については収集運搬実績はありません

一般廃棄物収集運搬業

許可取得	許可番号	許可年月日	有効年月日
四日市市	第 3 9 2 号	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日
鈴鹿市	第 1 7 1 号	令和 4 年 4 月 1 日	令和 6 年 3 月 31 日
菟野町	菟野町指令第 4 5 号	令和 4 年 3 月 24 日	令和 6 年 3 月 31 日

一般廃棄物収集運搬実績 令和 3 年度 814.77 t

事業関係資格

資格・講習の種類	人数
産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会（収集運搬過程）	1
産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会（処分過程）	1
破碎、リサイクル施設技術管理士	1

従業員数 7名

(10) 設備 保有車両

4 t 塵芥車	三重 800 せ 38-20
4 t 塵芥車	三重 800 せ 17-58
2 t フックロール車	三重 400 に 675
4 t フックロール車	三重 130 さ 17-66
4 t ユニック車	四日市 100 さ 383
3 t キャブオーバー	三重 100 す 47-90
軽トラック	三河 480 か 10-73
軽トラック	三重 480 に 6128
営業車プリウス	名古屋 306 る 8564

産業廃棄物破碎施設 1台 一軸破碎機

フォークリフト 2台

バックホー 2台

(11) 許可内容

①産業廃棄物収集運搬業

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
三重県	第 02412173098 号	平成 30 年 9 月 28 日	令和 5 年 8 月 18 日
(積替え保管を含む。)			
積替え・保管を含む 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、 金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上 10 種類 積替え・保管を除く 燃え殻、(水銀含有ばいじん等を除く)、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、 鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)、(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)、 以上 5 種類 ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。			

積替え・保管量

所在地 三重県四日市市平尾町 665 番地 2 平尾町字南川原 921 番地 1 の一部

面積 255m²

産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限	積み上げることができる高さ
混合廃棄物 【廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く) 金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く) 紙くず、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)】(上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く) 以上 7 種類	24 m ³	—
汚泥(水銀含有ばいじんを除く) 1 種類	0.4 m ³	
汚泥(水銀含有ばいじんを除く) 金属くず以上 2 種類	0.2 m ³	
廃油(水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	0.6 m ³	
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³	

紙くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³	42 m ³	
木くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		
繊維くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		
動植物性残さ (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	0.6 m ³		
金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		
ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	2.3 m ³		
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 金属くず、ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) 3 種類	2.3 m ³		
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 1 種類	4.6 m ³		
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を含む。) がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) 3 種類	8.0 m ³		

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
愛知県	第 02300173098 号	平成 30 年 9 月 17 日	令和 5 年 9 月 16 日
(積替え保管を除く。)			
<p>燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を除く。)</p> <p>金属くず、ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物を含む。上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上 10 種類</p>			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
岐阜県	第 02100173098 号	平成 30 年 10 月 11 日	令和 5 年 8 月 26 日
(積替え保管を除く。)			
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、銻さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 上記 9 品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む 廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、銻さい、ばいじん、以上 15 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
滋賀県	第 02501173098 号	平成 29 年 9 月 5 日	令和 4 年 9 月 4 日
(積替え保管を除く。)			
汚泥、(無機性汚泥に限る。)/廃油（タールピッチ類を除く。)/廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/動植物性残さ/金属くず/ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (石綿含有産業を含む) 以上 10 項目			

②特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
三重県	第 02452173098 号	平成 30 年 9 月 28 日	令和 5 年 8 月 18 日
(積替え保管を除く。)			
特定有害汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むものに限る。）、引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ 以上 5 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
愛知県	第 02350173098 号	平成 30 年 9 月 17 日	令和 5 年 9 月 16 日
(積替え保管を除く。)			
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの）、特定有害汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの）以上 5 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
岐阜県	第 02150173098 号	平成 30 年 10 月 11 日	令和 5 年 8 月 26 日
(積替え保管を除く。)			
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの）、特定有害汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むもの）以上 5 種類			

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
滋賀県	第 02551173098 号	平成 29 年 9 月 5 日	令和 4 年 9 月 4 日
(積替え保管を除く。)			
汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むもの）／廃酸（pH 2.0 いかのものに限る。）／廃アルカリ（pH 12.5 以上のものに限る。）以上 4 種類			

③産業廃棄物中間処分量

許可取得	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
三重県	第 02422173098 号	令和元年 12 月 24 日	令和 6 年 12 月 23 日
(中間処理)			
破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（廃プラスチック類と一体のものに限る。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 2 種類			
施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力
破碎施設	四日市市平尾町 字南河原 921-1	令和 1.1114	廃プラスチック類：2.07 t / 日 金属くず : 3.53 t / 日

処理フロー

- ① 積替え・保管により分別された廃プラスチック類を小型コンテナにて保管し
中間処理施設・破碎機にて破碎処分
- ② 産業廃棄物処理基準の 15 センチ以下、中空でない状態に破碎、契約管理型処分場へ搬出処分
- ③ 最終処分として一般社団法人三重県環境保全事業団 新小山最終処分場にて埋立処分
許可番号 024320388878 号
有効期限 令和 8 年 9 月 29 日まで

3. 認証・登録の対象組織・活動

登録組織名 : 株式会社 田中商店

対象事業所 : 本社

平尾工場

活動 : 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集運搬業

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の中間処分業

一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物処分業

エコアクション21取組体制

代表取締役社長
環境管理責任者

従業員

環境経営システムの役割責任

代表者

- ・環境経営統括責任
- ・環境経営方針策定
- ・環境経営目標及び環境経営計画承認
- ・環境管理責任者の任命
- ・環境経営システム全体の評価と見直し
- ・環境経営計画書件管理表の承認

環境管理責任者

- ・環境経営システムの構築及び運営管理
- ・環境活動の取り組み結果の報告
- ・環境経営計画書兼管理表作成
- ・外部からの苦情、要望対応責任
- ・環境レポート案の作

全従業員

- ・環境経営方針、経営目標を理解し参加
- ・自主的、積極的活動参加

4. 環境目標と実績及び環境活動の評価

令和4年8月1日～令和4年11月30日

環境方針	環境目標項目	環境活動計画	評価
環境関連法規の遵守	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可等における環境法令改正に対応 ・行政主催の講習会等の参加 	○ ○
二酸化炭素排出削減	エコドライブの推進 不要電力使用を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップ、急発進、急加速 急ブレーキを避ける ・車両整備の徹底 ・不在、不要箇所の消灯 	○ ○ ○
水資源の削減	水資源の有効使用	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な水の使用をしないようにする ・給水設備の漏水点検 	○ ○
資源の有効活用	最終処分量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・マテリアルリサイクル推進 紙、金属、ビン、缶、ペットボトル 	○
グリーン購入推進	省エネ設備導入 再生品の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所エリアのLED照明の導入 ・コピー用紙の再生紙使用 	○ ○
環境管理の推進	エコアクション21 の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先にエコアクション21の認証取得 のPR ・河川清掃等ボランティア参加 	○ ○

全般的な評価として

照明設備の更新を計画し交換を致しました。事務関連において日常的に使用頻度が高く使用電力の削減が困難な為、耐用年数からも設備の更新をいたしました。

5. 環境経営の目標

資源の使用状況と次年度の目標

取り組み項目	基準年度 2021年	単位・ 次年目標	令和4年8月 ～11月末まで 目標値	評価
、二酸化炭素の排出削減 ① 電気使用料の削減	16204	1%削減 KWh	4050.9	達成
	8361	Kg-CO2	1535.32	
化石燃料使用料削減 ② 運搬効率の向上		1%削減		
ガソリン	2782.93	L	695.73	達成
軽油	28754	L	1613.4	未達
二酸化炭素	81921	Kg-CO2	7188.4	
			18546	
II、廃棄物の再資源化推進	300 kg	2%up 24kg/月	77kg/月	達成
III、水使用量の削減	120 m ³	1%減 9.9m ³ /年	48 m ³ /月	達正
IV、グリーン購入の拡大	未把握	2件	2件採択	達成
V、化学物質	未使用	件	未使用	

削減目標達成 削減努力が必要

廃棄物の再資源化推進については年度ごとにおいて再生資源の市場の変化があり、継続的な再資源化の予測がたたない。

二酸化炭素排出係数として(0.473kg-CO2/kwh)を採用いたしました。

6. 次年度取組について

1. 収集運搬活動による二酸化炭素排出量の削減について

- ・化石燃料の削減においてはエコドライブのさらなる実践。
- ・車両整備管理、車両等の入替更新時に低燃費型車両の導入。
- ・適正な走行ルート選定、適正な積載量運行をする。
- ・数値目標 1%削減

2. 電力使用に伴う二酸化炭素排出削減

- ・エアコン等の使用にあたり、設定温度運転を励行する。
- ・不在、不要箇所の消灯実施。
- ・クールビズ、ウォームビズによる個人レベルによる対策も率先する。
- ・数値目標 2%削減

3. 廃棄物の削減

- ・今回の取り組み期間においては景気の低迷ならびに取引先の環境意識の向上により、廃棄物の受託数量が減少した、今後は受託廃棄物が落ち込んでも、さらなるリサイクル技術の導入により、廃棄物を原料、資源と捉える事業化が廃棄物の削減になる為、計画を実行するにあたっては情報の収集、見聞等を積極的に行動する。

例えば、廃棄物による再生エネルギーを生み出す先端施設見学

4. 水資源の削減について

- ・検証の結果、水資源の使用量は適正と思われるが洗車時間の効率により。今後もひきつづき、不要な使用には対応していきたい。
- ・数値目標 1%削減

5. グリーン購入

- ・事務業務において使用するコピー用紙は再生紙を選択し、日常業務において使用しております。
- ・二酸化炭素削減の活動として、LED照明設備の導入整備を行い、消費電力の削減に貢献。
- ・今後も資源の削減、再生利用に貢献できる備品等を導入してまいります。

7. 環境関連法規等の遵守状況評価、違反、訴訟の有無

法規制等の名称	該当する要求事項	条項	査定確認	遵守状況
廃棄物処理法	委託先の許可確認 産廃収集運搬・処分委託契約締結 マニフェストの交付 産業廃棄物運搬処分実績報告 産業廃棄物マニフェスト報告 再委託、名義貸し禁止	12条4 契約書 12条3.5則8 県条例 14条	年／1回 年／1回 新規交付時 6月末 6月末 都度	適法
家電リサイクル法	指定家電の回収処理	6～8条	都度	適法
浄化槽法	保守点検・清掃法定検査実施済み	4.10.11条	年／1回	適法
産業廃棄物の適正 処理に関する条例	県外産業廃棄物搬入届．実績報告	8条	年／1回	適法
	委託先現地確認	7条	都度	適法
道路交通法	道路交通法の遵守・過積載・整備	42. 48条	都度	適法
自動車 nox.pm 法	適法車両の使用	4条	車検証	適法
グリーン購入法	環境物品の選択	努力義務	都度	適法
フロン排出抑制法	フロンガスの廃棄処分はない。	16条	都度	適法

上記、環境関連法については、遵守チェック欄により確実に違反はありません。
また、関係当局より過去三年間において、違反等の指摘、指導はなく訴訟等の事案もありません。

作成者	作成日	遵守確認者	遵守確認日
栢下	令和4年7月22日	栢下正司	令和4年7月29日

8. 代表者による見直しの結果

エコアクション21環境活動を取り組み、第一歩として環境委員会の設置並びにCSR活動を活発化させたことで従業員それぞれに環境負荷を抑える意識が向上しました。

よって体制、経営目標の変更はありません。

二酸化炭素の排出削減においては電力使用量においては削減が実現できましたが、化石燃料使用量について、顧客の業務依存によって大きく削減結果を残すことができませんでした。

水資源においては適正な運用に取り組んでおり、基準値の使用量より削減が達成できました。

ひきつづき、従業員共々一体となり環境活動を継続し、低炭素社会の構築に邁進いたします。

令和4年12月3日

株式会社 田中商店

代表取締役 田中光広